

草津栗東行政事務組合火葬場の設置および管理に関する条例

令和6年10月8日

条例第2号

(設置)

第1条 死体等の火葬の用に供するため、栗東市内に火葬場を設置する。

(名称および位置)

第2条 火葬場の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津栗東行政事務組合火葬場

位置 栗東市小野

(指定管理者による管理)

第3条 管理者は、火葬場の管理に関する次の業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 火葬の執行に関する業務
- (2) 火葬場の使用許可に関する業務
- (3) 火葬場の施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

2 次条の規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用許可および使用許可の取消し等)

第4条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申請して許可を受けなければならない。

2 管理者は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

3 組合は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為等)

2 指定管理者の指定の手続その他指定管理者に管理業務を行わせるための準備行為は、この条

例の施行の日前に行うことができる。